

証券コード 7537

平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号
丸 文 株 式 会 社
代表取締役社長 水 野 象 司

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号
当社4階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 取締役および監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.marubun.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済対策や日本銀行による金融緩和の効果もあり、円安が進行するとともに株価が上昇し、企業収益や雇用環境も改善の動きが見られるなど、消費増税の影響による落ち込みからやや持ち直し、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループが属するエレクトロニクス業界におきましては、スマートフォンの需要拡大が続き、車載や産業機器向けも市場が拡大しました。一方、民生機器はゲーム機など一部の製品が好調だったものの、デジタルカメラのマイナス成長が続くなど、総じて低調に推移しました。

こうした状況のもと、当連結会計年度における当社グループの売上高は、前期比7.6%増の280,320百万円となりました。利益面につきましては、売上の増加に加えて、円安効果による売上総利益の押し上げもあり、営業利益は前期比19.9%増の4,688百万円となりました。一方、経常利益につきましては、急激な為替相場の変動に伴い903百万円の為替差損を営業外費用に計上したため、前期比3.1%増の4,066百万円、当期純利益は、前期比3.1%増の2,071百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. デバイス事業

デバイス事業は、PCやデジタルカメラ向けの半導体および電子部品の売上が減少した一方で、通信モジュール向けが好調に推移しました。またプロジェクターなどのOA機器や車載、産業機器向けの半導体の売上も増加しました。その結果、売上高は前期比9.4%増の241,065百万円、セグメント利益は前期比32.4%増の3,278百万円となりました。

ロ. システム事業

システム事業は、電子部品検査装置やパワーデバイス向け薄膜製造装置など試験計測・科学機器の売上が増加した一方で、放射線治療装置や画像診断装置などの医用機器の需要が減少し、航空宇宙機器も人工衛星用部品の売上が減少しました。その結果、売上高は前期比2.1%減の39,254百万円、セグメント利益は前期比2.1%減の1,419百万円となりました。

事業区分	売上高(百万円)	構成比(%)	前期比増減(%)
デバイス事業	241,065	86.0	9.4
システム事業	39,254	14.0	△2.1
合計	280,320	100.0	7.6

(注) 構成比および前期比増減は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

連結子会社は、協調融資によるシンジケートローン契約を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。

- ・連結貸借対照表の純資産の部から繰延ヘッジ損益および少数株主持分を除いた金額について、平成25年3月末の金額の75%の金額以上に維持すること。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第65期 (平成24年3月期)	第66期 (平成25年3月期)	第67期 (平成26年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売 上 高(百万円)	242,708	220,200	260,424	280,320
経 常 利 益(百万円)	2,375	2,500	3,944	4,066
当 期 純 利 益(百万円)	1,017	857	2,008	2,071
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	38.94	32.82	76.85	79.27
総 資 産(百万円)	121,045	104,743	110,635	128,313
純 資 産(百万円)	36,295	37,547	42,469	46,302
自 己 資 本 比 率 (%)	27.5	32.2	34.0	31.5

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
丸 文 通 商 株 式 会 社	100百万円	100.0%	医用機器、分析・計測機器等 電子機器の販売
丸 文 セ ミ コ ン 株 式 会 社	1,300百万円	100.0	電子部品等の販売
Marubun USA Corporation	US\$ 1,500千	100.0	電子部品等の販売会社 (Marubun/Arrow USA, LLC.を保有する 持株会社)
Marubun/Arrow Asia, Ltd.(注)3	US\$ 7,202千	50.0	電子部品等の販売会社 (Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.および Marubun/Arrow (HK) Ltd.を保有する持株会社)
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.(注)4	US\$ 3,639千	50.0	電子部品等の販売
Marubun/Arrow (HK) Ltd.(注)4	US\$ 4,490千	50.0	電子部品等の販売

(注) 1. 議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率は、間接所有を含めた数値であります。

3. 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配している状況から子会社としたものであります。

4. Marubun/Arrow Asia, Ltd.の100%子会社であります。

5. 当社の連結子会社は、平成27年3月31日現在、上記に記載した重要な子会社を含め、国内5社および海外14社の計19社です。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属するエレクトロニクス業界は大きな変革期にあり、これまで市場をけん引してきたテレビやデジタルカメラなどの民生機器の市場が低迷し、代わりにスマートフォンやタブレットPCの成長が続き、自動車向けや産業機器も技術革新により需要が増加しています。その結果、日系電機メーカーの事業再編の動きが加速し、一方では半導体メーカーの買収・合併が進むなど、構造的な変化が顕著に表れてきております。

このような環境のもと当社グループは、「持続的な成長が図れる筋肉質な企業」になることを中期の経営ビジョンに掲げ、以下の取り組みを進めております。

①ベースビジネスの拡大

アナログICやマイクロプロセッサに周辺デバイスやソフトウェアを組み合わせたソリューション提案活動を推進し、1案件当たりの当社取扱製品の使用比率の向上に取り組んでおります。

②成長市場への対応強化

通信・車載・医療・産業機器分野を戦略市場と定め、キーデバイスの開発やソリューション開発を進めております。

③新規商材の開発推進

ユニークで競争力のある商材や既存商品を補完する部材の開発を推進しております。従来からの台湾現地法人でのソーシング活動に加え、米国においても商材開発を促進しています。

④グローバル対応の強化

メーカーの海外生産シフトに対応し、タイムリーに海外拠点網を拡充しています。2014年度にはインドネシアおよびメキシコに現地法人を開設いたしました。

⑤エンジニアリングサービスの拡充

各種電子機器の保守・メンテナンスだけでなく、装置のカスタマイズ化やシステムインテグレーションサービスを提供し、付加価値の向上を図っています。

以上の活動による当社独自の差別化を積極展開するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組み、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、集積回路を中心とした半導体や電子応用機器等の国内外のエレクトロニクス商品の仕入販売を主な事業とした商社であります。

事業別の主要取扱商品は次のとおりです。

事業区分	主要取扱商品
デバイス事業	半導体（アナログIC、標準ロジックIC、メモリーIC、マイクロプロセッサ、特定用途IC、カスタムIC）、電子部品（ディスプレイパネル、タッチパネル、水晶振動子、コネクタ、プリント基板等）
システム事業	航空宇宙機器、試験計測機器、科学機器、レーザ機器、医用機器

(6) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区
中部支社	愛知県名古屋市中村区
関西支社	大阪府大阪市中央区
大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区
立川支店	東京都立川市
北陸営業所	石川県白山市
三島サテライトオフィス	静岡県駿東郡
浜松サテライトオフィス	静岡県浜松市中区
広島サテライトオフィス	広島県福山市
九州サテライトオフィス	福岡県福岡市博多区
宇都宮カーエレクトロニクスオフィス	栃木県宇都宮市
姫路カーエレクトロニクスオフィス	兵庫県姫路市
南砂テクニカルセンター	東京都江東区
東日本物流センター	千葉県山武郡
南砂物流センター	東京都江東区

- (注) 1. 松本サテライトオフィスは、平成27年2月に閉鎖いたしました。
2. 平成27年4月をもって、長野営業所を新設いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
丸 文 通 商 株 式 会 社	石川県金沢市
丸 文 セ ミ コ ン 株 式 会 社	東京都港区
丸 文 ウ エ ス ト 株 式 会 社	兵庫県神戸市中央区
株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ト テ ク ノ	東京都江東区
株 式 会 社 北 信 理 化	長野県長野市
Marubun USA Corporation	San Mateo, California, U.S.A.
Marubun Taiwan, Inc.	Taipei, Taiwan
Marubun Semicon (Shanghai) Co., Ltd.	Shanghai, China
Marubun Semicon (H.K.) Ltd.	Kowloon, Hong Kong, China
Marubun Semicon (S) Pte. Ltd.	Kim Yam Road, Singapore
Marubun/Arrow Asia, Ltd.	British Virgin Islands
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.	Beach Road, Singapore
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	Kowloon, Hong Kong, China
Marubun Arrow (Thailand) Co., Ltd.	Bangkok, Thailand
Marubun/Arrow (Phils) Inc.	Laguna, Philippines
Marubun/Arrow (Shanghai) Co., Ltd.	Shanghai, China
Marubun Arrow (M) SDN BHD.	Penang, Malaysia
Marubun/Arrow (Shenzhen) Electronic Product Consulting Co., Ltd.	Shenzhen, China
PT.Marubun Arrow Indonesia	Jakarta, Indonesia

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
デバイス事業	611名	11名減
システム事業	456名	12名増
全社（共通）	168名	11名減
合 計	1,235名	10名減

（注）1. 全社（共通）として記載されている使用人は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2. 使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
663名	19名減	40.8歳	14.2年

（注）1. 使用人数には、当社から関係会社等社外への出向者（28名）を除き、当社への出向者（1名）を含んでおります。

2. 使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

3. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	8,651百万円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	5,167百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,681百万円

（注）シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行他1行からの協調融資によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 28,051,200株（うち、自己株式1,915,455株）
- ③ 株主数 3,764名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ARROW ELECTRONICS, INC. 590000	2,350千株	8.99%
一 般 財 団 法 人 丸 文 財 団	2,304千株	8.82%
堀 越 毅 一	2,156千株	8.25%
株 式 会 社 千 葉 パ ブ リ ッ ク ゴ ル フ コ ー ス	1,399千株	5.35%
合 同 会 社 堀 越	800千株	3.06%
堀 越 裕 史	766千株	2.93%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	696千株	2.66%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	626千株	2.40%
堀 越 浩 司	616千株	2.36%
堀 越 百 子	602千株	2.30%

（注）1. 当社は、自己株式を1,915,455株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	水 野 象 司	監査室、法務部、内部統制および安全保障輸出 担当 兼 営業統轄本部長
代表取締役副社長	岩 元 一 明	業務改革推進室、総務本部、管理本部、ICT統轄本部および関係会社管理 担当 兼 管理本部長
常 務 取 締 役	藤 野 聡	関係会社営業 担当 営業統轄副本部長およびデマンドクリエーション本部長 兼 Marubun/Arrow Asia,Ltd.CEOおよびMarubun Taiwan, Inc.董事長
取 締 役 相 談 役	稲 村 明 彦	
取 締 役	相 原 修 二	丸文セミコン株式会社代表取締役社長
取 締 役	渡 邊 泰 彦	
常 勤 監 査 役	丸 川 章	
監 査 役	島 津 久 友	島津山林株式会社および株式会社島津茶園代表取締役社長
監 査 役	濱 口 道 雄	ヤマサ醤油株式会社代表取締役社長

(注) 1. 取締役 渡邊泰彦氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。

2. 監査役 島津久友および濱口道雄の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

・当事業年度における取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
渡 邊 泰 彦	監 査 役	取 締 役	平成26年6月27日

4. 上記の表に記載のほか、当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

- ・取締役 岩元一明氏は、丸文通商株式会社、丸文セミコン株式会社、丸文ウエスト株式会社、株式会社フォーサイトテクノおよびMarubun Taiwan, Inc.の取締役を兼務しております。
- ・取締役 藤野 聡氏は、丸文セミコン株式会社の取締役を兼務しております。
- ・取締役 渡邊泰彦氏は、株式会社小松ストアーの社外取締役を兼務しております。
- ・監査役 丸川 章氏は、株式会社フォーサイトテクノの監査役を兼務しております。
- ・監査役 島津久友氏は、株式会社トーアの社外取締役、エースランド株式会社および株式会社ハンズマンの社外監査役、社会福祉法人都城市社会福祉協議会会長および都城信用金庫監事を兼務しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	6 名	136百万円
監 査 役	4 名	27百万円
合 計 (うち社外役員)	10名 (3名)	164百万円 (20百万円)

- (注) 1. 上記には、平成26年6月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任し社外取締役に就任した1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として費用処理した9百万円（取締役6名に対し8百万円、監査役4名に対し0百万円（うち社外役員3名に対し0百万円））が含まれております。
6. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第67回定時株主総会決議に基づき、辞任により退任した社外監査役1名に対し、3百万円の退職慰労金を支給しております。
（金額には、上記および過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取締役	渡邊泰彦	株式会社小松ストアー 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	島津久友	島津山林株式会社 代表取締役社長 株式会社島津茶園 代表取締役社長 株式会社トーア 社外取締役 エースランド株式会社 社外監査役 株式会社ハンズマン 社外監査役 社会福祉法人都市社会福祉協議会 会長 都 城 信 用 金 庫 監 事	特別の関係はありません。
監査役	濱口道雄	ヤマサ醤油株式会社 代表取締役社長	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 の 状 況
取締役	渡邊泰彦	取締役または監査役として当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、監査役退任までの当事業年度に開催された監査役会2回の全てにそれぞれ出席し、経営全般にわたる豊富な経験や見識に基づき、適宜発言を行いました。
監査役	島津久友	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に、監査役会6回のうち5回にそれぞれ出席し、金融機関や他業界での豊富な経験や見識に基づき、適宜発言を行いました。
監査役	濱口道雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち8回に、監査役会6回のうち5回にそれぞれ出席し、他業界の経営者としての豊富な経験や見識に基づき、適宜発言を行いました。

(注) 渡邊泰彦氏は、第67回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、取締役に就任しております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外取締役および社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき当社は、社外取締役および社外監査役全員と当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました至誠監査法人は、平成26年6月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうちMarubun USA Corporationおよび Marubun/Arrow Asia,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制に関する助言業務の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人による適正な職務の執行が困難と認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役および使用人が法令および定款を遵守し、倫理観をもって活動するために、各人が取るべき行動の基準を示した「企業行動憲章」および「行動規範」を定めております。
- ロ. 社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理統轄を行っております。
- ハ. コンプライアンスを主管する部署として法務部を設置し、「行動規範」や関係法令に基づく活動が適正に行われるための教育・指導を行っております。
- ニ. 不正・違法・反倫理的行為に関して従業員等が直接報告・相談できる通報窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき運用しております。
- ホ. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士と連携し、毅然とした態度で臨むこととしております。
- ヘ. 監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役に対し助言または勧告しております。
- ト. 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を設置しております。監査室は「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に対して報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 株主総会および取締役会、経営会議等の重要な会議の意思決定に関わる記録や「職務権限規程」に基づき各取締役が決裁した文書、その他取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理し、取締役および監査役が随時閲覧可能な状態を維持しております。
- ロ. 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に管理し、情報資産を保護しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理の基礎として「リスク管理規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備しております。
- ロ. 経営企画部が全社のリスク管理活動を取りまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用して

おります。

- ハ. 重大なリスクが顕在化したときは、「危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、損失の拡大を防ぐよう迅速かつ適切に対処することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、執行決定しております。
- ロ. 当社の経営の基本方針および経営戦略に関わる重要事項については、複数の取締役によって構成される経営会議において審議を行っております。経営会議は原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定めております。
- ニ. 年度予算を策定し、取締役会はこれに基づく業績管理を行い、適正かつ効率的に経営活動を行っております。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 企業集団としての業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定めております。
- ロ. グループの内部統制を管理統轄する担当取締役を選任し、改善を推進しております。
- ハ. 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による管理を行っております。
- ニ. 各子会社において年度予算を策定し、定期的に予算と実績との差異分析を行うことにより管理統制を行っております。
- ホ. 取締役が子会社の法令違反やその他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、直ちに監査役会に報告するものとしております。
- ヘ. 監査役は、子会社の監査役と連携し、必要に応じて子会社の業務および財産の状況を調査しております。
- ト. 当社監査室は、「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を実施しております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の求めに応じ、その職務を補助する使用人を配置しております。
- ロ. 監査役会事務局は、監査役がその職務の遂行上必要とする事項について、監査役の指示に従い職務を行っております。
- ハ. 監査役会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価および懲戒については予め監査役に相談し、意見を求めています。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、関係文書を閲覧できるものとしております。
- ロ. 取締役および使用人は、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告しております。また、監査役は必要に応じいつでも取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとしております。
- ハ. 監査室は、実施した内部監査の結果を監査役に報告しております。

⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長は定期的に意見交換会を開催しております。また、監査役と監査室および会計監査人は定期的および必要に応じて会合を持ち、監査の実効性の向上を図っております。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制管理規程」を定め、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築しております。また、その有効性を定期的に評価し、必要な是正・改善を行うことで、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	117,084	流 動 負 債	72,594
現金及び預金	21,725	支払手形及び買掛金	52,978
受取手形及び売掛金	63,393	短期借入金	15,300
商品及び製品	28,818	1年内返済予定の長期借入金	1,006
仕掛品	169	リース債務	58
繰延税金資産	1,060	未払法人税等	249
その他	1,937	賞与引当金	818
貸倒引当金	△19	その他	2,182
固 定 資 産	11,228	固 定 負 債	9,416
有形固定資産	4,232	長期借入金	7,507
建物及び構築物	1,288	リース債務	107
機械装置及び運搬具	5	退職給付に係る負債	1,194
工具、器具及び備品	348	役員退職慰労引当金	260
土地	2,517	資産除去債務	133
リース資産	70	その他	212
建設仮勘定	1	負 債 合 計	82,010
無形固定資産	448	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	6,548	株 主 資 本	38,155
投資有価証券	2,783	資 本 金	6,214
繰延税金資産	240	資 本 剰 余 金	6,353
退職給付に係る資産	42	利 益 剰 余 金	27,217
その他	3,481	自 己 株 式	△1,630
資 産 合 計	128,313	その他の包括利益累計額	2,296
		その他有価証券評価差額金	898
		繰延ヘッジ損益	32
		為替換算調整勘定	1,165
		退職給付に係る調整累計額	199
		少 数 株 主 持 分	5,851
		純 資 産 合 計	46,302
		負 債 純 資 産 合 計	128,313

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		280,320
売 上 原 価		260,760
売 上 総 利 益		19,560
販売費及び一般管理費		14,871
営 業 利 益		4,688
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	41	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	339	
仕 入 割 引	109	
投 資 不 動 産 賃 貸 料	121	
雑 収 入	174	795
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	220	
売 上 割 引	140	
投 資 不 動 産 賃 貸 費 用	105	
為 替 差 損	903	
雑 損 失	48	1,417
経 常 利 益		4,066
特 別 利 益		
投 資 不 動 産 売 却 益	7	7
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	11	
和 解 金	99	
そ の 他	0	110
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,963
法人税、住民税及び事業税	799	
法 人 税 等 調 整 額	631	1,431
少数株主損益調整前当期純利益		2,532
少 数 株 主 利 益		460
当 期 純 利 益		2,071

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,214	6,353	25,713	△1,630	36,652
会計方針の変更による 累積的影響額			△45		△45
会計方針の変更を反映し た当期首残高	6,214	6,353	25,668	△1,630	36,606
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△522		△522
当期純利益			2,071		2,071
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,549	△0	1,549
当連結会計年度末残高	6,214	6,353	27,217	△1,630	38,155

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	490	13	246	204	955	4,862	42,469
会計方針の変更による 累積的影響額							△45
会計方針の変更を反映し た当期首残高	490	13	246	204	955	4,862	42,423
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△522
当期純利益							2,071
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	407	19	918	△4	1,340	988	2,329
当連結会計年度変動額合計	407	19	918	△4	1,340	988	3,878
当連結会計年度末残高	898	32	1,165	199	2,296	5,851	46,302

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	19社
連結子会社の名称	丸文通商株式会社 丸文セミコン株式会社 丸文ウエスト株式会社 株式会社フォーサイトテクノ 株式会社北信理化 Marubun USA Corporation Marubun Taiwan, Inc. Marubun Semicon (Shanghai) Co., Ltd. Marubun Semicon (H.K.) Ltd. Marubun Semicon (S) Pte. Ltd. Marubun/Arrow Asia, Ltd. Marubun/Arrow (S) Pte Ltd. Marubun/Arrow (HK) Ltd. Marubun Arrow (Thailand) Co., Ltd. Marubun/Arrow (Phils) Inc. Marubun/Arrow (Shanghai) Co., Ltd. Marubun Arrow (M) SDN BHD. Marubun/Arrow (Shenzhen) Electronic Product Consulting Co., Ltd. PT. Marubun Arrow Indonesia

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	3社
会社名	Marubun/Arrow USA, LLC. 株式会社池田医療電機 F T S 株式会社

② 持分法を適用していない関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社12社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法（ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社及び国内連結子会社は、内規による期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の処理

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。

- ロ、重要な外貨建の資産及び負債の外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ハ、退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の翌連結会計年度に一括費用処理しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ニ、消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が16百万円減少、退職給付に係る負債が54百万円増加、利益剰余金が45百万円減少しております。また、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は2.12円減少しており、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	324百万円
土地	593百万円
投資有価証券	282百万円
投資不動産	712百万円
計	1,912百万円

- ② 担保に係る債務
- | | |
|-------------|----------|
| 支払手形及び買掛金 | 182百万円 |
| 短期借入金・長期借入金 | 2,140百万円 |
| 計 | 2,322百万円 |
- (2) 資産に係る減価償却累計額
- | | |
|--------------|----------|
| 有形固定資産 | 4,671百万円 |
| 投資その他の資産－その他 | 2,074百万円 |
- (3) 保証債務
- | | |
|-------------|--------|
| 銀行借入等に対する保証 | |
| 株式会社池田医療電機 | 711百万円 |
| 従業員 | 6百万円 |
| 計 | 718百万円 |
- (4) 連結子会社は、協調融資によるシンジケートローン契約を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。
- 連結貸借対照表の純資産の部から繰延ヘッジ損益及び少数株主持分を除いた金額について、平成25年3月末の金額の75%の金額以上に維持すること。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 28,051千株

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	339百万円	13円	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	182百万円	7円	平成26年9月30日	平成26年12月4日
計		522百万円			

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 配当金の金額 339百万円

ロ. 1株当たり配当額 13円

ハ. 基準日 平成27年3月31日

ニ. 効力発生日 平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引や借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップを利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的又は随時に把握する体制としております。また、グローバルに事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照 表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	21,725	21,725	—
(2) 受取手形及び売掛金	63,393	63,393	—
(3) 投資有価証券	2,418	2,418	—
資産計	87,536	87,536	—
(1) 支払手形及び買掛金	52,978	52,978	—
(2) 短期借入金	15,300	15,300	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,006	997	△9
(4) 長期借入金	7,507	7,507	△0
負債計	76,792	76,783	△9
デリバティブ取引(*)	43	△19	△62

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

デリバティブ取引

これらは取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	274
関連会社株式	91
合計	365

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,547円74銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 79円27銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	67,033	流 動 負 債	39,129
現金及び預金	13,212	支払手形	260
受取手形	1,774	買掛金	28,962
売掛金	35,166	短期借入金	6,705
商品	14,392	1年内返済予定の長期借入金	1,000
前払費用	40	リース債務	6
繰延税金資産	930	未払金	790
未収消費税等	139	未払費用	172
その他	1,380	未払法人税等	52
貸倒引当金	△4	前受金	32
固 定 資 産	10,253	預り金	568
有形固定資産	3,055	賞与引当金	540
建物	946	その他の	35
構築物	22	固 定 負 債	9,086
機械及び装置	0	長期借入金	7,500
車両運搬具	4	リース債務	12
工具、器具及び備品	278	退職給付引当金	1,213
土地	1,784	役員退職慰労引当金	121
リース資産	18	資産除去債務	98
建設仮勘定	1	その他の	140
無形固定資産	276	負 債 合 計	48,216
ソフトウェア	242	純 資 産 の 部	
その他	33	株 主 資 本	28,406
投資その他の資産	6,921	資 本 金	6,214
投資有価証券	1,963	資 本 剰 余 金	6,353
関係会社株式	3,075	資 本 準 備 金	6,351
繰延税金資産	375	その他資本剰余金	2
その他	1,505	利 益 剰 余 金	17,468
資 産 合 計	77,287	利 益 準 備 金	1,553
		その他利益剰余金	15,915
		繰越利益剰余金	15,915
		自 己 株 式	△1,630
		評価・換算差額等	664
		その他有価証券評価差額金	642
		繰延ヘッジ損益	22
		純 資 産 合 計	29,070
		負 債 純 資 産 合 計	77,287

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		165,792
売 上 原 価		154,919
売 上 総 利 益		10,872
販売費及び一般管理費		8,848
営 業 利 益		2,024
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	412	
投 資 不 動 産 賃 貸 料	121	
雑 収 入	117	655
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	162	
売 上 割 引	139	
投 資 不 動 産 賃 貸 費 用	105	
為 替 差 損	117	
雑 損 失	21	545
経 常 利 益		2,135
特 別 利 益		
投 資 不 動 産 売 却 益	7	7
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11	
和 解 金	99	
そ の 他	0	110
税 引 前 当 期 純 利 益		2,032
法人税、住民税及び事業税	126	
法 人 税 等 調 整 額	601	728
当 期 純 利 益		1,304

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金					利益剰余金				自己株式
		資本準備金	剰余金	その他剰余金	資本剰余金	本剰余金	利益準備金	利益剰余金	その他利益剰余金	剰余金	
当 期 首 残 高	6,214	6,351	2	6,353	1,553	15,168	16,722	△1,630	27,660		
会計方針の変更による累積的影響額						△35	△35		△35		
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,214	6,351	2	6,353	1,553	15,133	16,687	△1,630	27,625		
当 期 変 動 額											
剰余金の配当						△522	△522		△522		
当 期 純 利 益						1,304	1,304		1,304		
自己株式の取得								△0	△0		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	781	781	△0	781		
当 期 末 残 高	6,214	6,351	2	6,353	1,553	15,915	17,468	△1,630	28,406		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	308	13	321	27,981
会計方針の変更による累積的影響額				△35
会計方針の変更を反映した当期首残高	308	13	321	27,946
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△522
当 期 純 利 益				1,304
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	333	8	342	342
当期変動額合計	333	8	342	1,124
当 期 末 残 高	642	22	664	29,070

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

イ. ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ロ. その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が54百万円増加し、繰越利益剰余金が35百万円減少しております。また、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は1.71円減少しており、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る負債

① 担保に供している資産

建物	324百万円
土地	593百万円
投資有価証券	210百万円
投資不動産	712百万円
計	1,840百万円

② 担保に係る債務

短期借入金・長期借入金	2,140百万円
-------------	----------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	3,576百万円
投資その他の資産－その他	2,074百万円

(3) 保証債務

銀行借入等に対する債務保証

丸文通商株式会社	867百万円
丸文ウエスト株式会社	295百万円
丸文セミコン株式会社	5,167百万円
株式会社北信理化	195百万円
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	24百万円
Marubun/Arrow (Phils) Inc.	126百万円
従業員	5百万円

計 6,681百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,529百万円
短期金銭債務	319百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	11,046百万円
仕入高	2,903百万円
販売費及び一般管理費	208百万円
営業取引以外の取引高	405百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,915千株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	791
退職給付引当金	392
在庫評価損	219
賞与引当金	178
その他	160
繰延税金資産小計	1,742
評価性引当金	△95
繰延税金資産合計	1,647
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△306
その他	△33
繰延税金負債合計	△340
繰延税金資産の純額	1,306

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.0%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は84百万円減少し、法人税等調整額が110百万円、その他有価証券評価差額金が25百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ増加しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	丸文通商株式会社	100	医用機器・分析・計測機器等 の販売	(所有) 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注1) 保証料の 受入 (注1)	867 2	- その他の (流動資産)	- 0
子会社	丸文セミコン株式会社	1,300	電子部品 等の販売	(所有) 直接100%	債務保証 役員の兼任	貸付金の 回収 (注2) 利息の 受取 (注2) 債務保証 (注1) 保証料の 受入 (注1)	6,000 1 5,167 17	- - - その他の (流動資産)	- - - 3

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 債務保証については、営業債務又は銀行借入に対して行っているものであり、保証料については一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

(注2) 貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,112円30銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

49円91銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

丸文株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 海 野 隆 善 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸文株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸文株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

丸文株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 海 野 隆 善 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸文株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

丸 文 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 丸 川 章 ⑩

監 査 役 島 津 久 友 ⑩

監 査 役 濱 口 道 雄 ⑩

(注) 監査役 島津久友及び監査役 濱口道雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な利益還元を基本としたうえで、業績に応じより積極的に利益還元を行うよう業績連動型の配当方式を採用し、配当性向を重視して決定しております。当期の配当額は、連結ベースでの配当性向25%以上もしくは単体での配当性向30%以上のいずれか多い方を目安として決定していく方針であります。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円

配当総額 339,764,685円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行うものです。
- (2) 経営の効率化と業務執行の明確化を目的として、平成24年度に導入した執行役員制度により取締役の員数が減少したため、定款に規定する取締役の員数を20名以内から10名以内に改めるとともに、新設する監査等委員である取締役の員数を5名以内と定めるために、定款第17条(員数)に所要の変更を行うものです。
- (3) 監査等委員を含む取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条に定める取締役の責任免除の規定を新設するとともに、会社法第427条に定める責任限定契約の対象を拡大するべく、定款第27条(社外取締役との責任限定契約)に所要の変更を行うものです。なお、この変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 監査等委員会設置会社への移行にあたり、定款における機関設計の明確化を図るため、会計監査人に関する規定を新設するものです。
- (5) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条(条文省略) (機関)	第1条～第3条(現行どおり) (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
第5条～第16条(条文省略)	第5条～第16条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第17条 当会社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。 (新設) (選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	(員数) 第17条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>10</u>名以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、<u>また必要に応じ、</u>取締役会長1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 第21条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第23条 (条文省略) (新設) 第24条 (条文省略)	(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および<u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第23条 (現行どおり) <u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。 第25条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第26条（条文省略） （社外取締役との責任限定契約） 第27条 （新設） 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第5章 <u>監査役および監査役会</u> （員数） 第28条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> （選任方法） 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	(<u>取締役の報酬等</u>) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。 第27条（現行どおり） （責任免除） 第28条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u> 2 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第5章 <u>監査等委員会</u> （削除） （削除）

現 行 定 款	変 更 案
<u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(任期)</u> <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(監査役会規則)</u> <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除) (削除) (監査等委員会の招集通知) <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会規則) <u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(報酬等)</u> <u>第 3 4 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 3 5 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除) (削除)
(新設)	<u>第 6 章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の選任方法)</u> <u>第 3 1 条 会計監査人は株主総会において選任する。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第 3 2 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第 3 3 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第<u>6</u>章 計 算 第<u>3 6</u>条～第<u>3 9</u>条（条文省略） （新設） （新設）	第<u>7</u>章 計 算 第<u>3 4</u>条～第<u>3 7</u>条（現行どおり） 附 則 <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>第 6 8 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 5 条の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	みず の しやう じ 水 野 象 司 (昭和30年2月28日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成16年4月 当社デバイスカンパニー副社長 平成17年3月 丸文セミコン(株)代表取締役社長 平成20年4月 当社常務取締役 平成23年6月 当社代表取締役専務取締役 平成24年1月 当社代表取締役副社長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） 当社監査室担当（現任） 当社法務部担当（現任） 当社内部統制担当（現任） 当社安全保障輸出管理担当（現任） 平成26年4月 当社営業統轄本部長（現任）	29,344株
2	いわ もと かず あき 岩 元 一 明 (昭和29年7月26日生)	平成15年7月 (株)東京三菱銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）理事 平成18年6月 当社取締役 平成19年4月 当社常務取締役 管理本部長（現任） 平成22年4月 当社専務取締役 平成23年6月 当社代表取締役専務取締役 平成24年1月 当社関係会社管理担当（現任） 平成24年6月 当社業務本部担当 当社ICT統轄本部担当（現任） 平成25年4月 当社業務改革推進室担当 平成25年6月 当社代表取締役副社長（現任） 当社総務本部担当（現任） 当社管理本部担当（現任）	13,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3	藤野 聡 (昭和39年1月22日生)	昭和61年4月 当社入社 平成13年4月 Marubun/Arrow(S)Pte Ltd. COO 平成14年1月 Marubun/Arrow(HK)Ltd. COO 平成16年4月 Marubun/Arrow Asia,Ltd. CEO (現任) 平成19年6月 当社取締役 平成24年1月 当社常務取締役 (現任) 平成25年6月 当社関係会社営業担当 (現任) 平成26年4月 当社営業統轄副本部長 (現任) 当社デマンドクリエーション本部長 (現任)	6,000株
4	相原 修二 (昭和30年6月13日生)	平成12年2月 (株)日製エレクトロニクス (現(株)日立ハイテクソリューションズ) 情報機器部長 平成13年8月 当社デバイス海外事業推進室専門部長 平成18年8月 当社デバイス第2事業部第3本部長 平成20年4月 丸文セミコン(株)代表取締役社長 (現任) 平成20年6月 当社取締役 (現任)	9,000株

- (1) 藤野 聡氏は、Marubun/Arrow Asia,Ltd.のCEOを兼務しており、同社は電子部品等の販売において当社との間に売買取引があります。
- (2) 相原修二氏は、丸文セミコン(株)の代表取締役社長を兼務しており、同社は電子部品等の販売において当社との間に売買取引があります。
- (3) 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (4) 現任取締役の当社における担当および重要な兼職の状況は、事業報告11頁に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ほん ごう たかし 本 郷 尚 (昭和22年11月7日生)	昭和48年12月 税理士登録 昭和50年7月 本郷会計事務所開業 昭和58年6月 (株)タクトコンサルティング設立 同 代表取締役 平成15年1月 税理士法人タクトコンサルティング 設立 同代表社員(現任) 平成24年6月 (株)タクトコンサルティング会長(現 任)	0株
2	も き よしきぶろう 茂 木 義三郎 (昭和25年9月26日生)	平成8年4月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ 銀行)有楽町支店長 平成12年6月 同行ロンドン支店長 平成14年6月 三菱東京ウェルスマネジメント証券 (株)常務取締役 平成15年6月 オムロン(株)常勤社外監査役 平成23年6月 公益財団法人三菱財団常務理事(現 任)	0株
3	わた なべ やす ひこ 渡 邊 泰 彦 (昭和17年1月25日生)	平成7年6月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀 行)代表取締役常務取締役 平成12年6月 三菱地所(株)監査役 平成13年6月 同社代表取締役専務取締役 平成19年6月 丸の内熱供給(株)代表取締役社長 当社社外監査役 平成22年6月 大日本塗料(株)社外取締役 (株)小松ストアー社外取締役(現任) 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	0株

- (1) 本郷 尚、茂木義三郎および渡邊泰彦の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (2) 本郷 尚、茂木義三郎および渡邊泰彦の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、渡邊泰彦氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となり、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

- (3) 本郷 尚氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士としての高度な専門知識や豊富な経験を有することから、公正かつ客観的立場からの経営の監督や当社の経営全般にわたる助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できると判断したものであります。
- (4) 茂木義三郎氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関や事業法人等さまざまな分野における豊富な経験や知見を有することから、中立的・客観的立場からの経営の監督や当社の経営について多様な視点から意見をいただくことができると判断したものであります。
- (5) 渡邊泰彦氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関や事業法人の経営者として豊富な経験や実績、知見を有することから、中立的・客観的立場からの経営の監督や幅広い見地からの助言、経営的視点を取り入れることを期待できると判断したものであります。
- (6) 当社は本郷 尚、茂木義三郎および渡邊泰彦の各氏との間で、各氏が社外取締役に選任された場合は、会社法第423条第1項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする、責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 稲村明彦ならびに監査役 丸川 章、島津久友および濱口道雄の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員会の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名	略 歴
いな りな 稲 村 明 彦	平成 3 年 6 月 当社取締役 平成10年 4 月 当社常務取締役 平成15年 4 月 当社専務取締役 平成22年 1 月 当社代表取締役社長 平成25年 6 月 当社取締役相談役（現任）
まる かわ 丸 川 しょう 章	平成21年 6 月 当社常勤監査役（現任）
しま づ ひさ とも 島 津 久 友	平成19年 6 月 当社監査役（現任）
はま ぐち みち お 濱 口 道 雄	平成12年 6 月 当社監査役（現任）

第6号議案 取締役および監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っております。当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額の定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の額を設定いたしました」と存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額400百万円以内とさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたと存じます。

なお、現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮し、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

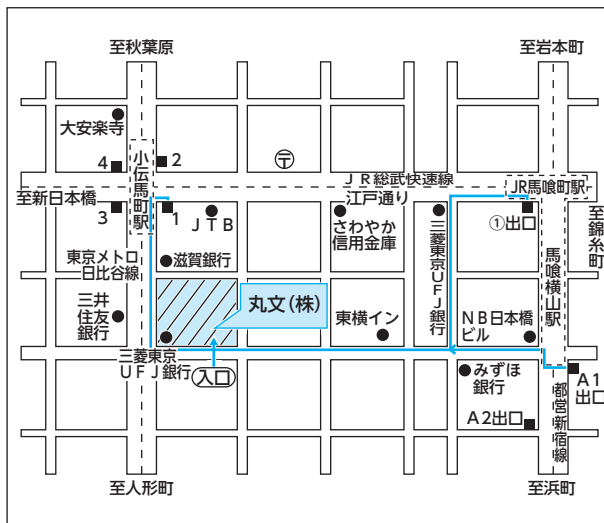
以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋大伝馬町 8 番 1 号

当社 4 階 会議室

電話 03 - 3639 - 9801 (代表)



■交通のご案内

東京メトロ日比谷線	小伝馬町駅	1 番出口より徒歩 2 分
J R 総武快速線	馬喰町駅	① 出口より徒歩 6 分
都営新宿線	馬喰横山駅	A 1 または A 2 出口 より徒歩 6 分

(お知らせ) 会場には駐車場設備がありません。誠に申し訳ございませんが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。